

事業報告書

平成21年度の主な事業を下記の通り報告します。

社員の異動状況と受託事件の動向

平成22年5月31日現在の社員の異動状況は、本総会資料を御覧ください。
受託事件数については、大口の受託事件数がない中で幾分増加しています。
受託事件の詳細につきましても本総会資料を御覧ください。

1 公益法人制度改革について

公益法人の公益活動の健全な発展を図るため、平成20年12月1日に公益法人制度が実施され、公益法人の事実上の解体・再編成制度がスタートしました。

当協会も例外ではなく、特例社団法人扱いになりましたが、解体するのか、移行認定を受けて再編成するのか、選択の時期を迎えています。

この件については、昨年の通常総会で、社員の皆様から、貴重なご意見を頂いたことは記憶に新しいところであります。

当協会としても、このことを協会の最重要課題として、新法人への移行方針決定の件を提案し、総会の席上、一般社団法人への移行又は解散に関する調査委員会（以下調査委員会）の設置を承認頂きました。

（調査委員会の状況について）

調査委員会（委員6名）では、昨年3回、本年2回の調査委員会で検討したところ、委員の中でも意見の分かれるところであり、全社員に協会の現状を伝え、全社員からの意見を伺うことに決定したと伺っています。

本年2月19日調査委員会から新法人の移行の可能性を含めた答申がありました。

意見照会した社員総数—181名

回答数—98名

・回答書の内訳—当協会の選択肢

解散する意見 —66名

組織を見直して一般社団法人に移行する—30名

回答なし —2名

・一般社団法人に移行した場合参加する意志がありますか

参加する —15名

参加しない —72名

回答なし —11名

意見照会の結果社員の全員の回答がないが、過半数（68.75%）の社員が解散意見である。しかし、新法人への移行を希望する社員の意見も捨てがたいので、移行を希望する社員で移行に伴う制度設計を策定し、移行に伴う手続きが出来るなら新法人を設立することも可能であるとの答申書を頂きました。

(理事会の状況) — 答申書の対応

移行を希望する社員を対象に移行説明会を計画し移行案を説明し、組織の見直しをして、協会の生き残る案が策定出来るかの社員の意見を確認する。

理事会の意見
解散する意見—6名
移行する意見—9名

(一般社団法人への移行説明会について)

理事会で決定した社員を対象にした移行説明会への参加者募集を計画したところ、8名の参加希望者の内5名出席しました。

席上一般社団法人設立準備委員会の設置を提案し、了承されました。

(一般社団法人設立準備委員会について)

委員長の選任の件

委員—5名 委員長—委員の互選で1名選任

2 公共嘱託登記司法書士協会の全国的な状況について

公共嘱託協会の受託収入減は各公嘱協会の財源基盤を揺るがし、平成21年度に脱会した、長崎・大分・岐阜・新潟・熊本・佐賀・埼玉・福島の8協会はじめ、20年度脱会の山口・沖縄更に、平成12年脱会の高知・石川と12協会に及んでいます。

3 公益認定申請中の千葉県協会に対する認定委員会からの質問事項の要旨について

- ・ 設立当初からの報酬額がどのように変わったか。
- ・ 何故公嘱協会は低廉な報酬で仕事をしているのか。
- ・ 公嘱協会は、報酬基準表が規定されているが、司法書士を含む全士業は報酬基準が撤廃されているはずである。—その経緯及び法的根拠はどうなのか。
- ・ 行政との関係でこの公嘱協会に類似したような役割を果たしている法人は他にどのようなものがあるのか。
- ・ 民業圧迫になってもよいと言う正当化する事由があるのかどうか。
- ・ 大量に扱うケースばかりなのか、そうでないケースもたくさん行っているのか。
- ・ 司法書士がこの仕事を行うインセンティブ（意欲刺激）は。

- ・ 公嘱協会の業務方法として個々の司法書士への丸投げになっていないのか。
- ・ JR 東日本を相手方とするものは公共嘱託登記か。
- ・ 公嘱協会がどのようなサービスを自ら企画して、不特定多数の受益者対象者に提供しているのか。
- ・ 公益認定委員会の方としては、一般国民に直接の利益を与えているかどうか、協会として積極的にそちらの行動をとっているかどうかと言う点に集中して質問が出されているようであり、その態様に苦慮している。

4 登記業務委託基本契約・協定について

昨年度に業務契約した関係機関は、栃木県県土整備部所管の公共事業について栃木県知事と交わした協定を含め4機関です。

厳しい財政状況の中、大量の受託事件の増加は見込めないまでも、あきらめず信頼の確保に努めていきます。

5 次年度以降の対応

当協会が、特例民法法人として残された移行期間は3年後になっております。

当協会が、今後どのような法人形態に移行するかが今後の課題ですが幸いにして、一般社団法人設立準備委員会が設置されました。

最重要課題である一般社団法人の制度設計・定款の作成等具体的な協議が今後交わされ骨格が出来次第総会に提案出来るものと期待しています。

受託事件の減少と競争入札制度の導入と大変厳しい会務運営が強いられますが、社員の皆様のご支援をお願いし事業報告とさせていただきます。